

障害者差別解消法

Q & A

Q 民間事業者などが合理的配慮の努力義務を守らないときは？

A 同じ民間事業者などが繰り返し障がいのある人の権利利益の侵害になるような差別を行い、自主的な改善も期待できない場合などには、その事業分野を担当する大臣が、報告を求めたり、助言・指導、勧告といった行政措置を取ったりします。



Q 個人的な人間関係でもこの法律に違反した人は罰せられる？

A 障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象とした法律で、一般の人が個人的な関係で障がいのある人と接するような場合や、個人の思想や言論は対象としていません。



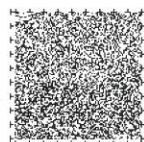
困ったときはご相談ください

障がいを理由とする差別で困ったときは、まず役場の担当窓口にご相談ください。そこで解決できない場合は、その内容に応じた相談窓口を紹介します。



きたひろしまちょう 北広島町 福祉課

住所 〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地
電話：050-5812-1851 FAX：0826-72-5242



R280



環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています

UD FONT

ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

禁無断転載©東京法規出版
SG030060-P13

知っていますか？

障害者差別解消法

こんなことで困ったことはありませんか？

レストランなどの飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた。



目的地に行くのにどの電車を利用すればいいのかわからず駅員にたずねたが、わかるように説明してくれなかった。



スポーツクラブやカルチャーセンターなどに入会しようとして、障がいがあることを伝えたと、そのことを理由に断られた。



災害時の緊急避難所で、聴覚障がいがあることを管理者に伝えたが、必要な情報提供は音声でしか行われなかった。

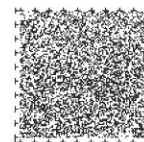
アパートやマンションを借りようとして、障がいがあることを伝えたと、そのことを理由に貸してくれなかった。



役所での会議に招かれ、わかりやすく内容を説明してくれる人が必要だと申し出たが、用意してもらえなかった。



これは、目の不自由な方のための音声コードです。



きたひろしまちょう 北広島町

障害者差別解消法とは、 どんな法律なのでしょうか？

「障がい」を理由とした差別をなくす法律です

障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者での「障がいを理由とする差別」をなくし、すべての人が障がいのあるなしにかかわらず、おたがいに人格と個性を尊重しながら共生できる社会をつくるための法律です。



●対象となる「障がいのある人」とは

障害者基本法で定められたすべての障がいのある人（身体障がい、知的障がい、精神障がい〈発達障がいを含む〉、そのほか心身の機能の障がいがある人で、障がいや社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人）です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」

障がいを理由とした差別には、障がいのある人への「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

「不当な差別的取扱い」

正当な理由がないのに、障がいがあるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障がいのない人にはつけないような条件をつけたりすることです。



合理的配慮の不提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明*があったにもかかわらず、「社会的障壁」を取り除く合理的な配慮をしないことです。



合理的配慮が求められる「社会的障壁」とは？

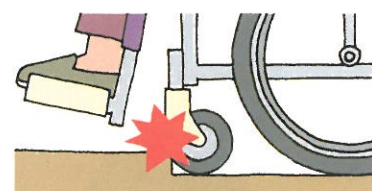
合理的配慮が求められる社会的障壁とは、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもので、次のような事物、制度、慣行、観念のことです。

- ① 社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ② 制度（利用しにくい制度など）
- ③ 慣行（障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④ 観念（障がいのある人への偏見など）

社会的障壁の具体例

「道路の段差」

3cm 程度の段差でも車いすは進めなくなります。



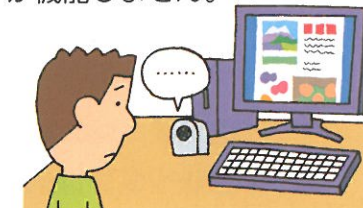
「書類」

難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



「ホームページ」

すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。



合理的配慮として好ましい例

交通機関で電車などに乗る車いすの人を駅員などが手助けする。



視覚障がいのある人に書類などの内容を読み上げながら説明する。



聴覚障がいのある人に筆談など音声とは別の方法で伝える工夫をする。



この法律で守らなければならないこと

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体など	〈禁止〉 不当な差別的取扱いが禁止されます。	〈法的義務〉 障がいのある人に対して合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者など 民間事業者には、個人事業者やNPO など非営利事業者も含まれます。	〈禁止〉 不当な差別的取扱いが禁止されます。	〈努力義務〉 障がいのある人に対して合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

* 知的障がいなどにより本人が配慮を求める意思を表明することが困難な場合には、その家族、介護者、支援者などが意思の表明をすることもできます。